

2015年もあと半月足らず。16年はどんな年になるか、経済論壇でも今月はこの話題でにぎわった。東京大学教授の吉川洋氏(週刊エコノミスト12月22日号)は、今の日本経済の低成長の根底には、日本企業の「企業家精神」の衰えがあると考ええる。

経済成長の究極のエンジンは、既製品の延長線上にはない革新的なモノやサービスを生み出す「プロダクトイノベーション」。特に、世の中が大きく変わるときにこれが求められる。わが国では、超高齢化社会に対応すべく、建物、交通、医療・介護、流通、金融で新たなニーズが発生し、イノベーションを起す時期を待たせる。

今年ではあらゆるモノがネットにつながるIoT元年ともいえるほど、政府の成長戦略でも取り上げられ注目を集めた。ICT(情報通信技術)化の先へとほかに越えて、ロボットや人工知能(AI)の開発、ビッグデータの活用など、第4次産業革命の幕開けを予感させる動きが始まっている。来年以降の新展開は目が離せない。

慶応義塾大学教授の村井純氏(週刊東洋経済12月5日号)は、今日のAIの進化は、データの収集コストが劇的に下がったことが前提と指摘。センサー技術の発達も伴い、収集されたデータによって、AIが自ら学習するディープ



吉川洋氏



岩村充氏



森信茂樹氏



松井彰彦氏

来年の日本経済を占う

人は人間に愛されるように発展していくと予測する。

この動きは、金融でも加速している。金融でICTを応用したフィンテックに注目するのが、早稲田大学顧問の野口悠紀雄氏(週刊エコノミスト12月22日号)である。フィンテックを活用して、送金や決済、銀行を経由しない貸し出し、AIやビッグデータを使った投資アドバイスなど新サービスが提供され始めている。

フィンテックがもてはやされる背景には、ブロックチェーン技術があると指摘するのは、早稲田大学教授の岩村充氏(週刊エコノミスト12月15日号)である。ブロックチェーン技術とは、コンピュータネットワーク上で、取引情報の記録を分散して保持し、相互に

新技術・法人税に注目

監視することで取引の信ぴょう性を担保する技術である。この技術を活用しているのが、ビットコインや電子小切手などである。中央銀行だけが発行できる銀行券に基づき、免許を持った金融機関を通じてだけ決済や取引が認められる時代が終わる、金融以外の業種から参入するノンバンクも、同様のサービスを提供できる時代となっている。消費者が求める新サービスは、技術革新を促し経済成長を支える。野口氏は新サービスの導入を阻む規制を、消費者志向で緩和すべきだと主張する。金融サービスを提供する事業者の過度なリスクテックを防ぐ規制とどう調和させてゆかかが今後問われよう。

成長戦略の一環として、日本の

法人実効税率は来年度に29・97%まで引き下げられ、安倍晋三内閣が公約した「数年で20%台」を実現した。税率引き下げを評価しつつも、その代替として拡大した外形標準課税に懸念を示すのは、中央大学教授の森信茂樹氏(週刊エコノミスト12月22日号)。外形標準課税の大部分は、賃金と利払いなど単年度損益の合計額である付加価値に対する課税(付加価値割)だ。税率が引き下げられたのは、企業の所得(利潤)に応じた課税の部分(所得割)である。高収益の企業は、所得割の税負担が多いので、税率が引き下げられれば、高収益企業は減税となる。

しかし、その税収減は付加価値割の増税によって代替財源が賄われることになっている。となれば、

所得割の税負担が少ない(赤字企業ならこの負担はゼロ)低収益企業は、付加価値割の増税を食らうことになる。森信氏は、「法人実効税率の20%台への引き下げ」という印象とは異なる現実を直視するよう、警鐘を鳴らしている。今年逝去した青木昌彦氏の追悼という形で、日本経済の見通しを示す2つの論考は含みがある。

自己維持的なシステムとして築かれる。こうした制度の見方に立ち、青木氏が指摘した日本経済にある制度的補完性に注目。ある領域である特定の制度が存在するときに、他の領域でもその制度によく適合した制度が優位性を持つ場合、制度的補完性が存在する。星氏も、我が国でかつて支配的だったメインバンク制に注目。メインバンクと企業が長期的な関係を結び、企業財務状態が健全ならメインバンクは経営に介入しないが、悪化すると、経営陣は退陣させられメインバンクの管理下に置かれる。こうしたガバナンス構造を状態依存型ガバナンスと捉え、青木氏の見方を星氏も支持する。そして、メインバンク制度の下では、情報を共有してチームで生産する日本型の企業組織や終身雇用制度が相互に補完性を持つ。メインバンク制度も、日本型の企業組織と終身雇用制度も法律で決まっているわけではないが、それぞれが鼎立して経済社会を構成する。

青木氏が日本経済の特徴として指摘した長期雇用制(終身雇用制)に、東京大学教授の松井彰彦氏(経済セミナー12・1月号)は焦点を当てる。正規労働者を手厚く保護する解雇法制は、労働者が長く勤めるといふ慣習が、長期雇用を制度たらしめ、それを法が事後的に承認した、と指摘する。時代の流れを無視した法律は、逆に現実の進化を妨げるくびきともなるとの指摘は、広く社会経済現象に当てはまる指摘で示唆深い。

この指摘を踏まえると、終身雇用制度の影響による再雇用市場の未発達が問題視されている今日、制度補完性を踏まえながら雇用制度改革などを行うことの重要性を痛感する。